

新型コロナウイルス感染症対策

住居確保給付金（賃貸住宅の家賃補助）の対象者が拡充されました

離職又は廃業により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、大仙市社会福祉協議会 自立相談支援室による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給要件

申請時に以下のいずれにも該当する方が本事業の対象になります。

- (1) 離職等により経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれのある者であること
- (2) ア 申請日において、離職・廃業の日から2年以内であること
イ 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
※ (2) は「ア」か「イ」のいずれか。
※ 令和2年4月20日から、「イ」の要件が追記されました。
- (3) 離職・廃業等の日において、主たる生計維持者であったこと
- (4) 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入（児童手当等の公的給付を含む）の合計額が世帯人数ごとに定められる収入基準額（基準額+家賃額（上限額額の範囲内））以下であること

世帯人数別収入基準額等一覧（大仙市の場合）			
世帯人数	基準額	家賃（上限額）	収入基準額 ※上限額
1人	78,000円	35,000円	113,000円
2人	115,000円	42,000円	157,000円
3人	140,000円	46,000円	186,000円
4人	175,000円	46,000円	221,000円
5人	209,000円	46,000円	255,000円

- (5) 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金の合計額が次の表の金額以下であること

世帯人数別金融資産額一覧表（大仙市の場合）

世帯人数	金融資産
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人以上	1,000,000円

(6) 公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込をし、誠実かつ熱心に常用就職（期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約）を目指した求職活動を行うこと

※令和2年4月30日から当面の間、ハローワークへの求職の申し込みが不要となります。

(7) 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

(8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

支給額・支給期間等

支給額

毎月、家賃額を支給します。

なお、家賃額は、1世帯35,000円、2人世帯42,000円、3～5人世帯46,000円を上限とします。

ただし、申請日の属する月における、申請者と同一の世帯に属する者の収入合計額が、基準額を超える場合については、次に掲げる計算式により算出される額が基準額になります。

$$\text{支給額} = \text{家賃額} - (\text{月の世帯の収入合計額} - \text{基準額})$$

支給期間

原則3カ月

ただし、就職活動を誠実に実施している等の要件を満たす方は、2回を限度として支給期間を3か月延長することが可能です。

支給方法

市から、貸貸人・不動産媒介業者等の口座へ直接振り込みます。

受給中の義務

支給期間中は、次の求職活動をすべて行う必要があります。

1. 月4回以上、大仙市社会福祉協議会自立相談支援室の面接等の支援を受ける
2. 月2回以上、公共職業安定所（ハローワーク）で職業相談等を受ける
3. 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

※ 令和2年4月30日から当面の間、「1」の月4回以上は月1回、「2」、「3」に関しては、その活動自体を求めないとする緩和措置が講じられております。

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

1. 住居確保給付金支給申請書

用紙は自立相談支援室の窓口で交付します

2. 本人確認書類

次の本人確認書類のいずれか

運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、住民登録証明書、戸籍謄本等の写し

3. 離職等関係書類

離職後2年以内であることが確認できる書類の写し又はやむを得ない休業等により収入が減少、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況が確認できる書類

(離職票等がない場合は、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類)

4. 収入関係書類

申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

5. 預貯金関係書類

申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族の金融機関の通帳の写し（直近を記帳した通帳）

問い合わせ先

社会福祉法人 大仙市社会福祉協議会

地域福祉課 自立相談支援室

〒014-0027 大仙市大曲通町 1-14 大仙市健康福祉会館 3階

電話番号：0187-63-0277

ファクス：0187-62-8008